

別紙 14 事業者の責めによる以外の余熱供給の計画外停止時の取り決め
(第 38 条第 2 項関係)

市が、別紙 9 に規定する余熱供給条件を逸脱した場合の措置は以下のとおりとする。

1. 余熱供給の計画外停止時の規定

市が実施する余熱供給の計画外停止とは次の内容をいう。

- (1) 計画停止以外の連続 15 分以上の余熱供給停止をいい、別紙 9 (余熱供給条件) に規定される供給条件を連続 15 分以上満たさない余熱供給 (ただし、事業者側の蒸気使用量が 3t/h (0.83kg/s) を超える場合を除く) を含むものとする。
- (2) 上記(1)の状況における供給蒸気条件の確認は市が設置する計測器にて計測されたデータによるものとする。

2. 余熱供給の計画外停止時の扱い

市は、以下の基準により代替燃料相当額を支払うものとする。

- (1) 計画外停止がその開始時点から 15 分以上続いた場合に代替燃料相当額の支払いを実施する。
- (2) 計画外停止からの復帰は、供給蒸気条件が所定の水準に達した時点をいう。
- (3) 計画外停止時における代替燃料消費量の計測は次のとおりとする。
 - ① 事業者は、設置するバックアップ熱源の燃料配管系に、燃料流量積算計を設置する。
 - ② 事業者は、計画外停止発生時点より復帰時まで、①の燃料計の表示値を記録し、復帰後すみやかに市へ記録を提出する。
 - ③ 市は、②の事業者による計量値をもって代替燃料の消費量とする。なお、事業者は定期的に当該燃料流量積算計の精度、表示値等について確認を行うこととする。
- (4) 計画外停止に伴う代替燃料相当額には、バックアップ熱源設備の管理費や計画外停止時の操作手間等は一切含まないものとする。それらの費用はあらかじめ施設運営経費に算入しているものとみなす。
- (5) 供給する余熱 (蒸気) により発電等を行なう場合は、余熱供給の計画外停止に伴う電力購入費用の増分に相当する額の支払は行わない。

3. 代替燃料相当額の設定

- (1) 代替燃料相当額算出用燃料消費量は 2.(3) のとおりとする。
- (2) 代替燃料消費量に次の燃料単価を乗じたものを代替燃料相当額とする。

使用燃料	燃料単価
【事業者提案に基づき設定する】	3.(3)のとおり。

※使用燃料は事業期間中変更することはできないものとする。

- (3) 燃料単価の設定は次のとおりとする。

燃料単価は、その時点（計画外余熱供給停止発生時点）の最新号刊行物単価（建設物価、積算資料のいずれか安価な値）を採用するものとする。

4. 代替燃料相当額の支払い

代替燃料相当額の支払いは次のとおりとする。

- (1) 市は、3.で設定した燃料単価を事業者に通知する。
- (2) 市は、各月の月末時に当該月の計画外停止による代替燃料消費量を集計し、代替燃料相当額の当該月分を事業者に通知する。
- (3) 市は、事業者に通知した代替燃料相当額に消費税を加えたものを当該月分として、事業者からの請求書を受領後、30日以内に事業者が指定する金融機関へ支払う。

以 上

別紙 15 温泉の概要
(第 40 条第 1 項関係)

温泉の概要 (平成 14 年 1 月 22 日現在)

項目	内容
掘削期間	平成 13 年 9 月 17 日～平成 13 年 12 月 21 日
湧出場所	岡山市西大寺川口字菰深 378 番 2
掘削深度	1,300m
泉温	33.5℃ (外気 7.0℃) 保温管使用
湧出量	16.9 リットル/分・動力 (24.3 トン/日)
知覚的試験	微黄色、塩味、無臭
泉質	カルシウム・ナトリウム-塩化物温泉

以上

別紙 16 温泉枯渇時の対応

(第 40 条第 3 項関係)

1. 温泉枯渇の定義

以下の全ての条件が満たされた場合を温泉枯渇と定義する。

- ・ 1ヶ月間の日平均揚湯量が 3.4 t / 日未満となった場合
- ・ 上記事象顕在化後、市と事業者の立会いのもと、揚湯可能量が 3.4 t / 日未満であることを確認した場合

2. 温泉枯渇時の対応について

市および事業者の責によらない温泉枯渇は不可抗力とし、第 54 条（不可抗力または法令変更による解除）の規定に準ずるものとするが、過分の費用の算定にあたっては、揚湯量が 3.4 t / 日を下回ったことによる運転経費増（加温に係る費用増は除く。）は算入しない（当該費用は市が負担する。）。なお、過分の費用を要さない場合は、市は温泉枯渇を事由として事業契約の解除を行なわない。

以 上

別紙 17 施設使用料、サービス購入費の改定方法
(第 45 条第 5 項関係)

施設使用料及びサービス購入費の改定については、下記の方法により実施する。

1. 施設使用料

施設使用料の改定は、平成 15 年 4 月 1 日より 3 年を経過する毎の 4 月 1 日時点において実施し、その改定方法は下記のとおりとする（平成 15 年 4 月 1 日時点では施設使用料は制定されていないが、事業者の提案する施設使用料（案）を施設使用料と見なす。）。なお、消費税率が改定された場合はこの限りではなく、下記(6)に示す扱いとする。

- (1) 「営業費用 A」、「営業費用 B」及び「営業費用 C」のそれぞれの事業期間にわたる総額を営業費用総額で除した値を、それぞれ X、Y、Z とする。

$$X = \text{「営業費用 A の事業期間にわたる総額」} / \text{「事業期間にわたる営業費用総額」}$$

$$Y = \text{「営業費用 B の事業期間にわたる総額」} / \text{「事業期間にわたる営業費用総額」}$$

$$Z = \text{「営業費用 C の事業期間にわたる総額」} / \text{「事業期間にわたる営業費用総額」}$$

なお、この場合、各営業費用から自由提案施設、自由提案施設において実施する独自サービスおよび主要施設内で実施する独自サービスに要する費用を除く。また、「営業費用 A」には支払利息を含み、「営業費用総額」にも支払利息を含む。

営業費用 A：減価償却費等の資本費

営業費用 B：主として人件費的要素によって構成される費用

営業費用 C：主として物件費的要素によって構成される費用

- (2) 改定施設使用料は、改定を実施する時点の前年度 1 月 1 日現在において、下記の計算式により算出する。

$$\text{改定施設使用料} = \text{「施設使用料」} \times X + \text{「施設使用料」} \times Y \times V1 (\text{人件費変動指数}) + \text{「施設使用料」} \times Z \times W1 (\text{物件費変動指数})$$

(3) 変動指数について

- (2) に示した変動指数は下記のとおりとする。

① 人件費変動指数 (V1)

日本銀行調査統計局による「金融経済統計月報」に掲載される、賃金指数（主要経済指標中、事業所規模 5 人以上、現金給与総額（名目））の算出実施時直近月の前年同月比(Va)、当該前年同月の前年同月比(Vb)、当該前々年同月の前年同月比

(Vc) の各値から導かれる $V1=(1+Va) \times (1+Vb) \times (1+Vc)$ を本指数とする。

ただし、第1回目から第n回目 (nは2から5までの整数を示す。) の改定時における V1 はそれぞれ次のように定義する。

第1回目改定時の V1: $VF1=(1+Va) \times (1+Vb) \times (1+Vc)$

第n回目改定時の V1: $VF_n=VF_{n-1} \times (1+Va) \times (1+Vb) \times (1+Vc)$

②物件費変動指数 (W1)

日本銀行調査統計局による「金融経済統計月報」に掲載される、総合卸売物価指数 (主要経済指標中) の算出実施時直近月の前年同月比(Wa)、当該前年同月の前年同月比(Wb)、当該前々年同月の前年同月比 (Wc) の各値から導かれる $W1=(1+Wa) \times (1+Wb) \times (1+Wc)$ を本指数とする。

ただし、第1回目から第n回目 (nは2から5までの整数を示す。) の改定時における W1 はそれぞれ次のように定義する。

第1回目改定時の W1: $WF1=(1+Wa) \times (1+Wb) \times (1+Wc)$

第n回目改定時の W1: $WF_n=WF_{n-1} \times (1+Wa) \times (1+Wb) \times (1+Wc)$

(4) 改定された施設使用料の扱い

① (2)において算出された改定施設使用料は、10円未満四捨五入し、新施設使用料として設定される。

② 施設使用料は(2)において改定作業を実施した上で、同年4月1日より新施設使用料として適用する。

(5) サービス購入費 (利用者数比例料金) との関係

(4)に従い、施設使用料が主要施設に適用された時点より、サービス購入費 (利用者数比例料金) についても、同施設使用料をベースに算出し、これを改定する。

(6) 消費税率が改定された場合の扱い

① 消費税率が改定された場合、施設使用料は下記のとおり改定する。

改定施設使用料 = 施設使用料 (変更前税率時) $\times ((1 + \text{変更後税率}) / (1 + \text{変更前税率}))$

② ①において算出された改定施設使用料は、10円未満四捨五入し、新施設使用料として設定される。

③ 施設使用料は①②において改定作業を実施した上で、消費税率改定時点より新施設使用料として適用する。

④ ③に従い、新施設使用料が主要施設に適用された時点より、サービス購入費 (利用者数比例料金) については、新施設使用料に $1 / (1 + \text{変更後税率})$ を乗じた金額とする。

2. その他の事由による施設使用料の改定

上記「1.施設使用料」にかかわらず、合理的理由によりやむを得ず施設使用料の改

定が必要となった場合には、事業者は市に当該理由および改定額を明示した上で、協議会の開催を申入れることができる。協議会において当該理由および改定額が合理的であるものと認められた場合、市は所定の手続きを経て、施設使用料を改定する。

3. サービス購入費（基本料金）

サービス購入費（基本料金）の改定は、平成15年4月1日より1年を経過するごとの4月1日時点において実施するものとし、その改定方法は下記のとおりとする。

- (1) 「営業費用 A」、「営業費用 B」及び「営業費用 C」のそれぞれの事業期間にわたる総額を営業費用総額で除した値を、それぞれ X、Y、Z とする。

$$X = \text{「営業費用 A の事業期間にわたる総額」} / \text{「事業期間にわたる営業費用総額」}$$

$$Y = \text{「営業費用 B の事業期間にわたる総額」} / \text{「事業期間にわたる営業費用総額」}$$

$$Z = \text{「営業費用 C の事業期間にわたる総額」} / \text{「事業期間にわたる営業費用総額」}$$

なお、この場合、各営業費用から自由提案施設、自由提案施設において実施する独自サービスおよび主要施設内で事業者が実施する独自サービスに要する費用を除く。また、「営業費用 A」には支払利息を含み、「営業費用総額」にも支払利息を含む。

- (2) 改定サービス購入費（基本料金）は改定を実施する時点の前年度1月1日現在において、下記の計算式により算出する。

$$\begin{aligned} \text{改定サービス購入費（基本料金）} = & \text{「サービス購入費（基本料金）」} \times X + \text{「サービス購入費} \\ & \text{（基本料金）」} \times Y \times V2 \text{（人件費変動指数）} + \text{「サービス購入費（基本料金）」} \times Z \times W2 \text{（物件} \\ & \text{費変動指数）} \end{aligned}$$

(3) 変動指数について

(2)に示した変動指数は下記のとおりとする。

① 人件費変動指数（V2）

日本銀行調査統計局による「金融経済統計月報」に掲載される、算出実施時点直近月の賃金指数（主要経済指標中、事業所規模5人以上、現金給与総額（名目）の前年同月比に1を加えたものを本指数とする。

② 物件費変動指数（W2）

日本銀行調査統計局による「金融経済統計月報」に掲載される、算出実施時点直近月の総合卸売物価指数（主要経済指標中）前年同月比に1を加えたものを本指数とする。

(4) 改定されたサービス購入費（基本料金）の扱い

- ① (2)において算出された改定サービス購入費は、10 円未満四捨五入し、新サービス購入費（基本料金）として設定されるものとする。
- ② サービス購入費（基本料金）は(2)において改定作業を実施した上で、同年 4 月 1 日より新サービス購入費として適用する。

以 上

別紙 18 公金の取扱いに係るモニタリング

(第 46 条第 4 項関係)

市は、事業者の提案を基に、金銭の取扱いについて、公金と公金以外が明確に区別されていることの確認のため、下記のモニタリングを実施するものとする。

1. 市は、取扱い状況について、事業者から提出される報告書により確認する。
2. 市は、必要に応じて、現金出納簿等および金銭取扱い状況について確認する。

以 上

別紙 19 要求水準未達状態によるサービス購入費（基本料金）の減額について
（第 49 条 1 項関係）

市は第 35 条（必須施設に係るモニタリング）の定めにより、必須施設についてその性能および運営について要求する水準を満たしていないと判断した場合は、サービス購入費（基本料金）減額の措置を講ずることがある。

1. 要求水準を満たしているか否かの判断

モニタリング（別紙 1 2、別紙 1 3）により要求水準が満足されていないおそれがあると判断した場合、ヒアリングを行う。ヒアリングの結果、要求水準（別紙 6、別紙 2）が満足されていないと判断された場合、以下の手続きのもとサービス購入費（基本料金）減額の措置を講ずることがある。なお、以下の 3 つの場合で取り扱いが異なる。

- (ア) (イ)、(ウ)以外の要求水準未達
- (イ) 事業者の故意による要求水準未達
- (ウ) 事業者の重大な過失による要求水準未達

2. 要求水準未達の原因の違いによる取り扱いの違い

要求水準未達の原因が事業者の故意である場合、事業者の重大な過失である場合、それ以外の場合で減額とするか否か、減額対象期間が異なる。（下表参照）

未達の原因	減額の有無の判断基準		減額		
	是正完了までの日数	事業者の努力	有無	対象期間	
				起算日	終了日
(ア) 下記(イ)、(ウ)以外	7 日以内	—	減額しない	—	—
	7 日を超える	認められる	減額しない	—	—
		認められない	減額する	是正措置要求が通知された日	是正措置が完了した日
(イ) 事業者の故意	—	—	減額する	未達状態が発生した日	是正措置が完了した日
(ウ) 事業者の重大な過失	—	認められる	減額しない	—	—
		認められない	減額する	是正措置要求が通知された日	是正措置が完了した日

3. 減額額

減額額は、1 年間のサービス購入費（基本料金）を 365 で除した額に減額対象日数を乗じた額（1 円未満の端数は切り捨てるものとする）とする。なお、減額対象日数には、定休日等も含むものとする。

$$(\text{減額額}) = (\text{年間サービス購入費（基本料金）の額}) \div 365 \times (\text{減額対象日数})$$

以上

別紙 20 契約解除後の権利関係
(第 52 条第 2 項関係)

1. 第 56 条 (解除後の権利関係) 第(1)号に規定する事業者の債務不履行による契約解除の場合において、市が必須施設を買い取る対価額は、次の各号の区分に応じて当該各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 必須施設の運営開始日より前に本契約が解除された場合における買取対価額は、これを無償とする。
 - (2) 必須施設の運営開始日以後に本契約が解除された場合における買取対価額は、次の算定式によりこれを定める。
買取対価額 = 施設整備投資額 × ((15 - n) / 15)

上記算定式において、次の用語はそれぞれ次の意味を有する。

- ① 施設整備投資額 = 別紙 10 (事業収支計画書、費用項目算定根拠表および長期修繕計画書) の費用項目算定根拠表における建物、建物附属設備、機械装置の金額相当の金額
- ② n = 必須施設の運営開始日からの経過年数 (1 年未満の端数は切り上げとする)

ただし、市が事業者の原状復旧義務を免除した場合には、上記算定式により得られる買取対価額から市が定めた原状復旧義務の費用を差し引いた金額をもって、市が必須施設を買い取る対価額とする。

2. 第 56 条 (解除後の権利関係) 第(2)号に規定する市の債務不履行又は任意解除権による契約解除の場合に市が事業者に対し支払う損害賠償額は、次の各号の区分に応じて当該各号に掲げる額の合計額を上限とする。

ただし、市が事業者の原状復旧義務を免除した場合には、次の各号の①から⑤までの合計額から、市が定めた原状復旧の費用を差し引いた金額をもって、当該各号において市が事業者に対し支払う損害賠償額とする。

次の各号の③に掲げる事業者の金融機関からの借入にかかる部分 (契約解除日現在の借入れ残高、経過利息、期限前償還手数料等) については、市、事業者及び金融機関の協議により決定した金融機関への支払日までに、遅滞なく市から事業者へ支払う。この支払に係る金額は、次の各号の①から⑤までの合計額の一部に充当される。

- (1) 本施設の運営開始日より前に本契約が解除された場合
 - ① 事業者の建設仮勘定に計上された金額 (建設仮勘定に計上しない有形固定資産については当該有形固定資産の取得に要した費用相当額)
 - ② 事業者の開業費・創業費として計上された金額
 - ③ 契約解除日の翌日から起算して、事業者が金員を借り入れている金融機関へ当該金員を完済するまでの経過利息及び期限前償還に要する一切の費用
 - ④ 本契約の解除に伴い、事業者が第三者と締結している契約を解除する場合、これに伴い発生する賠償費用等
 - ⑤ 別紙 10 (事業収支計画書、費用項目算定根拠表および長期修繕計画書) に掲げる事業者の予定損益計算書中、契約解除日の属する年度の翌期から事業終了年度までの経常利益の額を、事業者が別紙 10 (事業収支計画書、費用項目算定根拠表および長期修繕計画書) で提示した本事業に要する資金調達に係る金利で契約解除日の属する年度末現在の現在価値に換算した額 (なお、予定損益計算書に掲げる経常利益の千円未満はゼロとみなす。) に建設工事進捗率を乗じた金額
- (2) 本施設の運営開始日以後に本契約が解除された場合
 - ① 事業者の施設整備投資額 (本別紙 20 第 1 項第(2)号①に定義されたとおり。) に什器備品の金額を加算した額を、運営開始日から 15 年間で残存価格がゼロとなるように

- 毎期定額で償却したと看做して算定される、契約解除日現在の残存価格相当額
- ② 事業者の開業費・創業費を、運営開始日から5年間で残存価格がゼロとなるように毎期定額で償却したと看做して算定される、契約解除日現在の残存価格相当額
 - ③ 契約解除日の翌日から起算して、事業者が金員を借り入れている金融機関へ当該金員を完済するまでの経過利息及び期限前償還に要する一切の費用
 - ④ 本契約の解除に伴い、事業者が第三者と締結している契約を解除する場合、これに伴い発生する賠償費用等
 - ⑤ 別紙10（事業収支計画書、費用項目算定根拠表および長期修繕計画書）に掲げる事業者の予定損益計算書中、契約解除日の属する年度の翌期から事業終了年度までの経常利益の額を、事業者が別紙10（事業収支計画書、費用項目算定根拠表および長期修繕計画書）で提示した本事業に要する資金調達に係る金利で契約解除日の属する年度末現在の現在価値に換算した額（なお、予定損益計算書に掲げる経常利益の千円未満はゼロとみなす。）

3. 第56条（解除後の権利関係）第(3)号に規定する不可抗力事由または法令変更による契約解除の場合において、市が必須施設を買い取る対価額は、次の各号の区分に応じて当該各号に掲げる合計額とする。

ただし、市が事業者の原状復旧義務を免除した場合には、次の各号の①および②の合計額から、市が定めた原状復旧の費用を差し引いた金額をもって、当該各号において市が必須施設を買い取る対価額とする。

なお、本事業契約に基づき事業者が付保義務を負う保険（第30条1項(1)に規定する「工事保険」および第44条1項に規定する店舗総合保険（普通火災保険）を言う。なお、保険商品の名称に係らず、事業者が任意に付保したものは含まない。）により保険金を受領した場合には、受領した保険金相当額（銀行団が当該保険に係る保険金請求権上に設定した担保権を行使した場合は銀行団に対して支払われた保険金相当額を含む。）を上記の買い取りの対価額から控除した額（当該控除額は買い取り対価額を限度とする。）をもって、市が施設を買い取る対価額とする。ただし、買い取り対価額が当該控除をすることなく支払われた場合には、事業者は、受領した保険金相当額（銀行団が当該保険に係る保険金請求権上に設定した担保権を行使した場合は銀行団に対して支払われた保険金相当額を含む。）を市に買い取り対価額を限度として返却するものとする。保険金相当額のうち、上記の買い取り対価額を超える部分の取り扱いについては、契約解除に伴い事業者が被る損害の内、買い取り対価額で賄われない部分に充当し、その後の剰余金については市に返却するものとする。

- (1) 必須施設の運営開始日より前に本契約が解除された場合
 - ① 事業者の建設仮勘定に計上された金額（建設仮勘定に計上しない有形固定資産については当該有形固定資産の取得に要した費用相当額）
 - ② 事業者の開業費・創業費として計上された金額
- (2) 必須施設の運営開始日以後に本契約が解除された場合
 - ① 事業者の施設整備投資額（本別紙20第1項第(2)号①に定義されたとおり。）に什器備品の金額を加算した額を、運営開始日から15年間で残存価格がゼロとなるように毎期定額で償却したと看做して算定される、契約解除日現在の残存価格相当額
 - ② 事業者の開業費・創業費を、運営開始日から5年間で残存価格がゼロとなるように毎期定額で償却したと看做して算定される、契約解除日現在の残存価格相当額

以上

別紙 21 法令変更による増加利益還元方法
(第 64 条第 2 項関係)

1. 第 64 条 (法令変更による増加費用の負担) 第 1 項第(1)号に規定する本事業に直接関係する法令変更の場合において、同条第 2 項の規定に基づき、事業者が市に対し支払う額の算出方法および支払時期は、次のとおりとする。

実費精算を原則とし、事業者が市に対し支払う額および支払時期は協議会において定める。

2. 第 64 条 (法令変更による増加費用の負担) 第 1 項第(2)号に規定する消費税率に関する法令変更、第(3)号に規定する必須施設の所有に関する税制の税率に関する法令変更および新税を創設する法令変更、および第(4)号に規定する法人への課税に係る法令変更の各場合において、同条第 2 項の規定に基づき、事業者が市に対し支払う額の算出方法および支払時期は次のとおりとする。

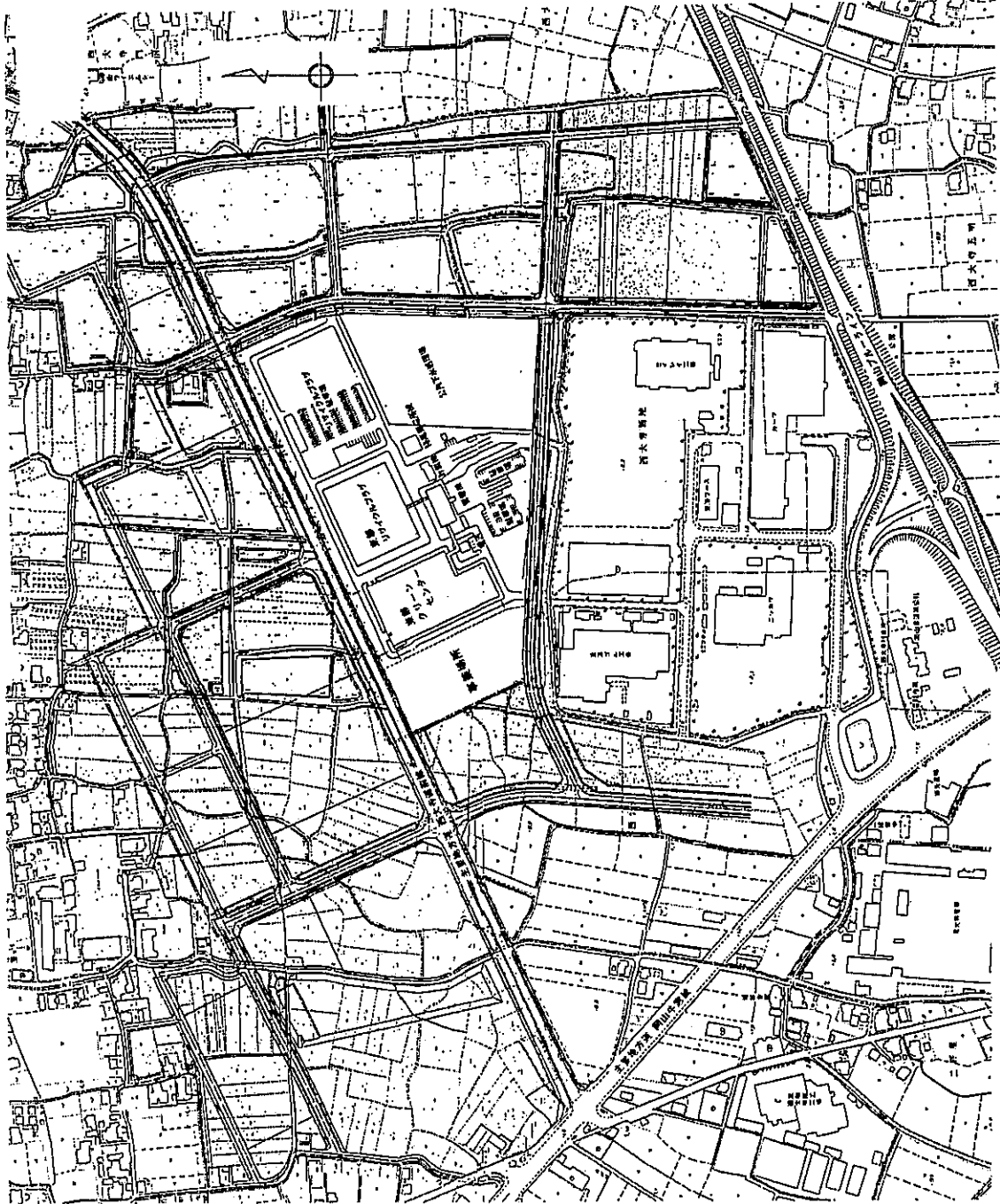
- (1) サービス購入費 (基本料金) から、決算書に基づき算出した事業者の費用負担または事業者に対する課税が軽減されたことに起因した税引後当期利益の増加額を減じた額を、改定されたサービス購入費 (基本料金) とする。
- (2) 改定されたサービス購入費 (基本料金) は、前項が確定した当該年度の 4 月 1 日に遡って新サービス購入費として適用する。
- (3) 最終年度の支払いについては、事業者は解散するまでに支払うものとする。

以 上

添付図面

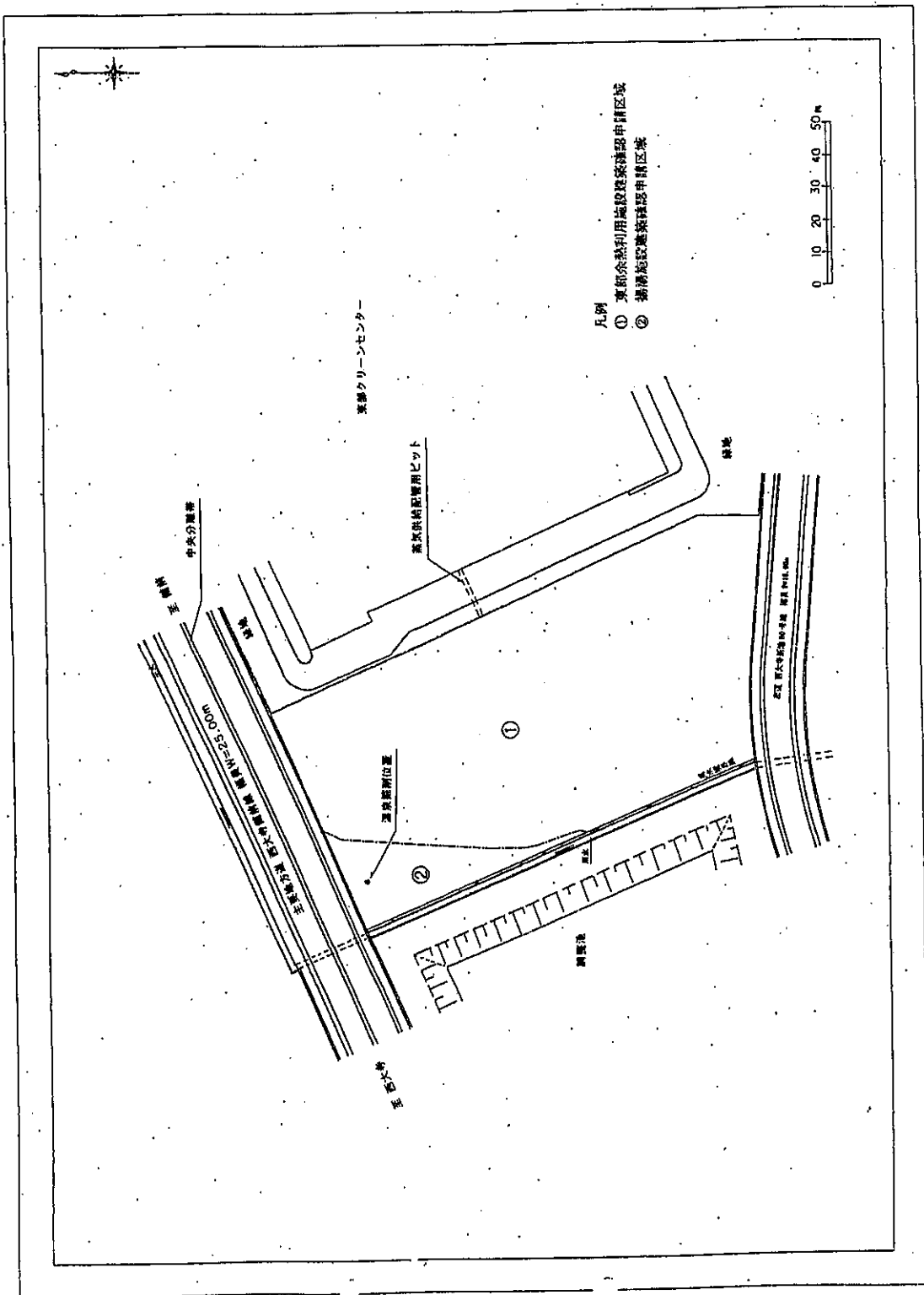
- 添付図面 1 事業場所 (3 条 1 項)
- 添付図面 2 温泉掘削資料 (1 1 条 1 項)
- 添付図面 3 地質調査概要データ (1 7 条 3 項)

添付図面 1 - 1
(3 条 1 項)



事業場所 (位置図)

添付図面 1 - 2
(3 条 1 項)



事業場所 (拡大図)

添付図面 2- 1
(1 1 条 1 項)

温泉井仕上げ工

温泉井は、地質柱状断面図、孔内検査結果及び掘削中の状況により、帯水層の深度を確認して仕上げた。温泉井の仕様と仕上断面を次に示す。

ケーシングパイプの挿入深度

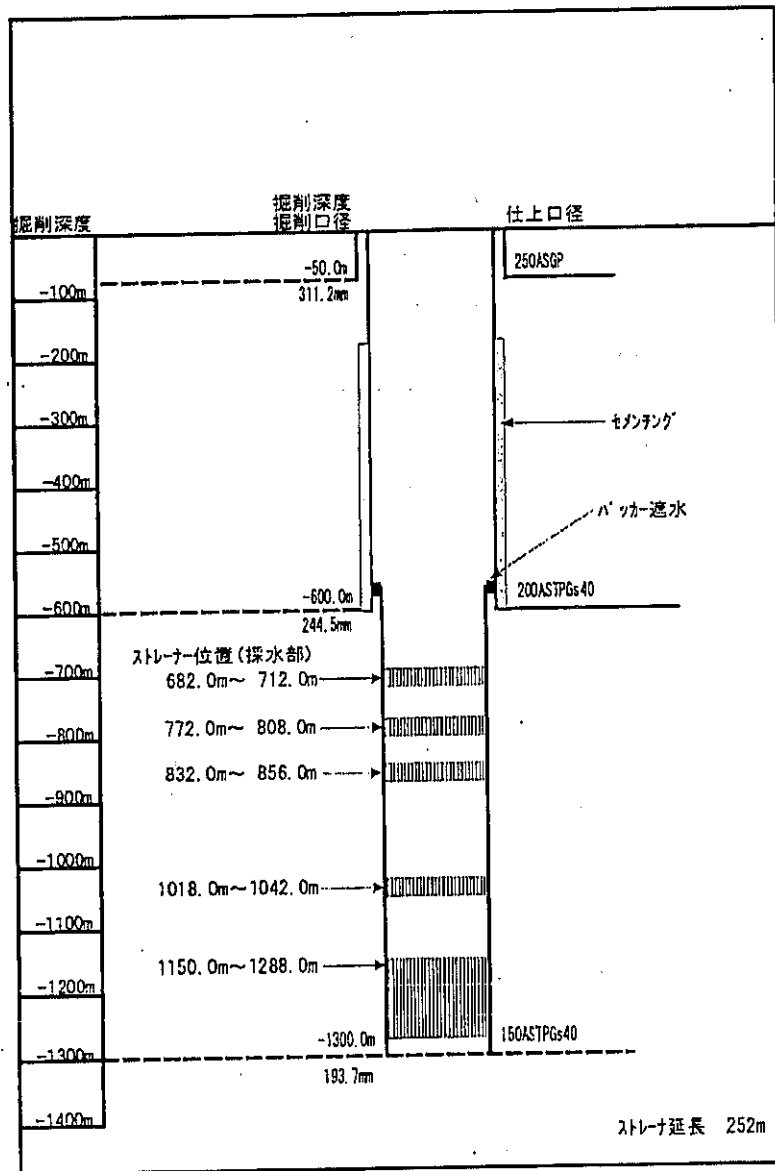
- (1) 第1段 0. 0m~50. 0m
材質: J I S-G-3452 配管用炭素鋼管 (SGP)
口径: 250A (外径267. 4mm、内径254. 2mm、厚さ6. 6mm)
- (2) 第2段 0. 0m~600. 0m
材質: J I S-G-3454 圧力配管用炭素鋼管 (STPGs40)
口径: 200A (外径216. 3mm、内径199. 9mm、厚さ8. 2mm)
フルホールセメンチング
- (3) 第3段 586. 0m~1300. 0m
材質: J I S-G-3454 圧力配管用炭素鋼管 (STPGs40)
口径: 150A (外径165. 2mm、内径151. 0mm、厚さ7. 1mm)

※ケーシングパイプの接合は、溶接接続とした

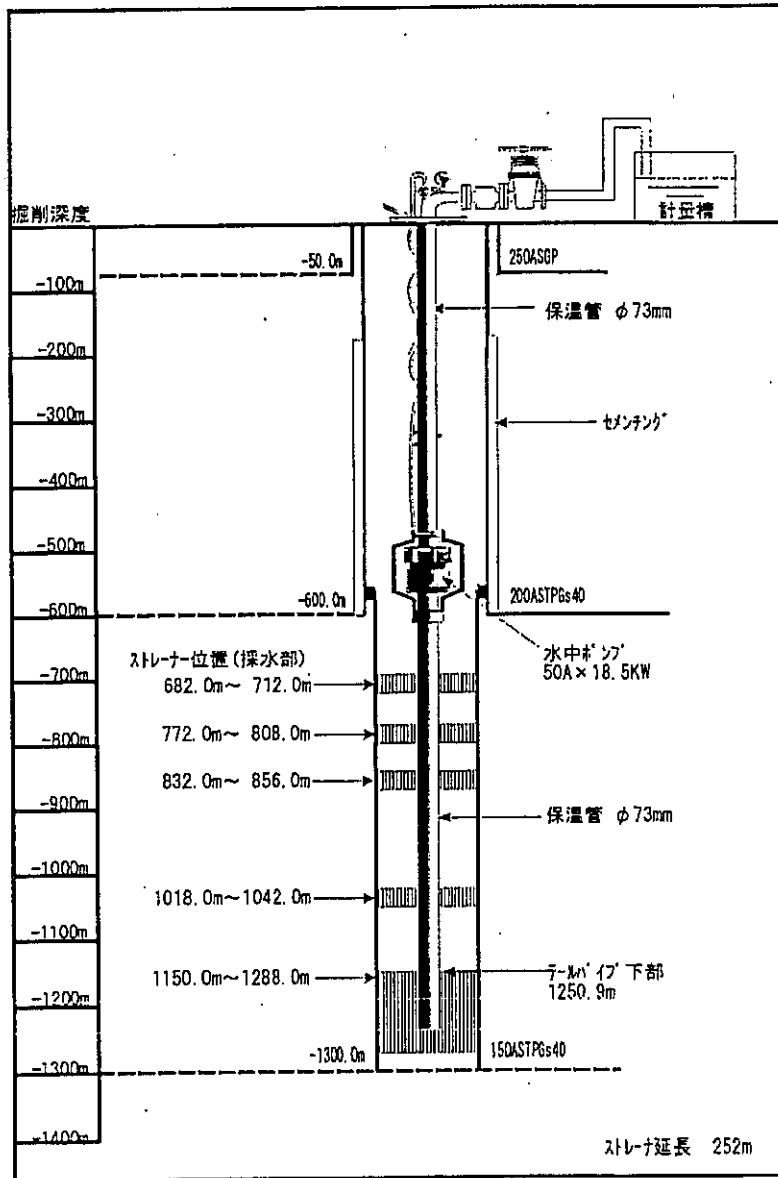
- (4) ストレーナーパイプ
150A スリット加工 6條千鳥
682. 0m~ 712. 0m 772. 0m~ 808. 0m
832. 0m~ 856. 0m 1018. 0m~1042. 0m
1150. 0m~1288. 0m
計: 252. 0m

- (5) 遮水
① 200A フルホールセメンチング (200m~600m間)
② 150A×200A パッカー式ベルカラー

温泉井仕上断面図



湯湯試験概略図





第 中-10号

温 泉 分 析 書

1. 申請者 岡山県岡山市大供一丁目1番1号
岡山市長
2. 源泉名 岡山県岡山市西大寺川口字菰深378番2
湧出地

3. 湧出地における調査および試験成績書

- (イ) 調査及び試験者 (財)岡山県健康づくり財団 藤原悠紀子
(ロ) 調査及び試験年月日 平成14年1月22日
(ハ) 泉 温 33.5℃ (気温7.0℃)
(ニ) 湧 出 量 16.9 l / 分 (動力)
(ホ) 知 覚 的 試 験 微黄色、塩味、無臭
(ヘ) pH 値 8.2
(ト) ラドン含有量 16.4×10^{10} Ci/kg

4. 試験室における試験成績

- (イ) 試 験 者 (財)岡山県健康づくり財団 藤原悠紀子
(ロ) 分析終了年月日 平成14年1月30日
(ハ) 知 覚 的 試 験 微黄色、塩味、無臭
(ニ) 密 度 1.0289 (20/4℃)
(ホ) pH 値 7.9
(ヘ) 蒸 発 残 留 物 16.96g / kg

5. 試料1kg中の成分、分量及び組成

(イ) 陽 イ オ ン

成 分	ミリグラム (mg)	ミリバール (mval)	ミリバール% (mval%)
ナトリウムイオン Na ⁺	1847	80.34	33.93
カリウムイオン K ⁺	11.7	0.30	0.12
カルシウムイオン Ca ²⁺	3402	170.1	67.60
マグネシウムイオン Mg ²⁺	10.7	0.88	0.35
陽 イ オ ン 計	5271	251.6	100

(ロ) 陰イオン

成 分	ミリグラム (mg)	ミリバール (mval)	ミリバール% (mval%)
フッ素イオン F ⁻	1.7	0.09	0.03
塩素イオン Cl ⁻	9428	266.0	92.94
硫酸イオン SO ₄ ²⁻	952	19.82	6.93
炭酸水素イオン HCO ₃ ⁻	13.0	0.21	0.07
炭酸イオン CO ₃ ²⁻	1.7	0.06	0.02
陰イオン計	10400	286.2	100

(ハ) 遊離成分

非 解 離 成 分	ミリグラム (mg)	ミリモル (mmol)
メタケイ酸 H ₂ SiO ₃	9.7	0.12
メタホウ酸 H ₂ BO ₃	1.7	0.04
非 解 離 成 分 計	11.4	0.16

溶存物質 (ガス性のものを除く) 15.68 g / kg

溶 存 ガ ス 成 分	ミリグラム (mg)	ミリモル (mmol)
遊離二酸化炭素 CO ₂	0.2	0.00
硫化水素 H ₂ S	0.0	0.00
溶存ガス成分計	0.2	0.00

成分総計 15.68 g / kg

(二) その他微量成分 (単位: mg / kg)

総水銀	0.00005	未満	カドミウム	0.01	未満
総ヒ素	0.001	未満	亜鉛	0.01	未満
銅	0.01	未満	マンガン	0.17	
鉛	0.01	未満	総クロム	0.04	未満
鉄	1.7				

6. 泉 質 カルシウム・ナトリウム-塩化物温泉 (高張性弱アルカリ性低温泉)

7. 禁忌症、適応症 (「温泉分析書別表」中5に記載する。)

平成 14年2月4日

(財) 岡山県健康づくり財団



第 中 - 1 0 号

温 泉 分 析 書 別 表

1. 源 泉 名
2. 源 泉 所 在 地 岡山県岡山市西大寺川口字菰深 3 7 8 番 2
3. 温 泉 分 析 申 請 者 岡山県岡山市大供一丁目 1 番 1 号
岡山市長
4. 泉 質 カルシウム・ナトリウム-塩化物温泉
(高張性弱アルカリ性低温泉)

5. 療養泉分類の泉質に基づく禁忌症、適応症等は次のとおりである。

浴用の禁忌症

1) 一般的禁忌症

急性疾患 (特に熱のある場合)、活動性の結核、悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、腎不全、出血性疾患、高度の貧血、その他一般に病勢進行中の疾患、妊娠中 (特に初期と末期)

2) 療養泉質による禁忌症

なし

浴用の適応症

1) 一般的適応症

神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、痔疾、冷え性、病後回復期、疲労回復、健康増進、

2) 療養泉質による適応症

きりきず、やけど、慢性皮膚病、虚弱児童、慢性婦人病

飲用の禁忌症

腎臓病、高血圧症、その他一般にむくみのあるもの

飲用の適応症

慢性消化器病、慢性便秘

浴用、飲用の一般的注意事項

(注) この別表は、温泉法第 1 3 条による掲示に必要な参考資料となるものである。

温泉分析表について

1. 温度

環境庁の鉱泉分析法指針には、泉温について下表のように分類されている。

冷鉱泉	2 5℃以下
微温泉	2 5℃以上 3 4℃未満
温泉	3 4℃以上 4 2℃未満
高温泉	4 2℃以上

本温泉の湧出温度は、ストレーナを 680-1300m (地中温度 30℃-37℃) に設置し、地上部で 3 3. 5℃の泉温があり、上記区分では微温泉となる。

2. 湧出量

事前調査として、「東部クリーンセンター余熱利用施設泉源調査業務委託」では、掘削深度 1200m で 5-15t/day、1500m で 10-20t/day と予測した。今回 1300m の掘削深度において、ストレーナを 680-1300m にかけて設置した。その結果、毎分 16.9 リットル (日量 24.3t) の揚湯量を記録した。

3. 泉質

資料 1kg 中の成分, 分量及び組成

成 分	mg	mval	mval%	成 分	mg	mval	mval%
ナトリウムイオン(Na ⁺)	1847	80.34	31.92	フッ素イオン(F ⁻)	1.7	0.09	0.03
カリウムイオン(K ⁺)	11.7	0.30	0.12	塩素イオン(Cl ⁻)	9428.0	266.00	92.94
マグネシウムイオン(Mg ²⁺)	10.7	0.88	0.35	硫酸イオン(SO ₄ ²⁻)	952.0	19.82	6.93
カルシウムイオン(Ca ²⁺)	3402	170.10	67.58	炭酸水素イオン(HCO ₃ ⁻)	13.0	0.21	0.07
鉄イオン(total Fe)	1.7	0.06	0.02	炭酸イオン(CO ₃ ²⁻)	1.7	0.06	0.02
マンガンイオン(Mn ²⁺)	0.17	0.01	0.00				
陽イオン計	5273.27	251.69	100.00	陰イオン計	10400.4	286.20	100.00

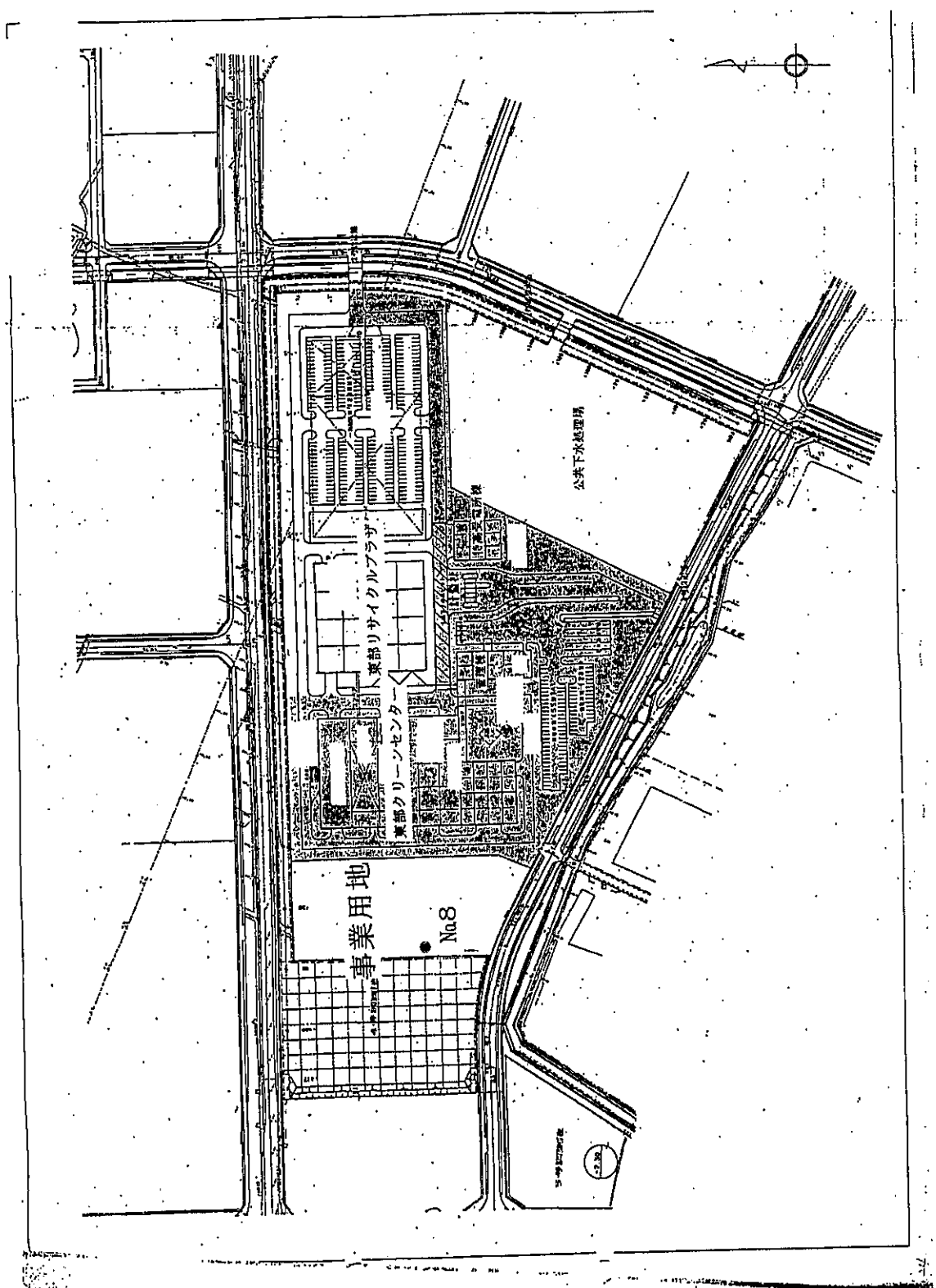
泉 質 : カルシウム・ナトリウム-塩化物温泉
(高張性弱アルカリ性低温泉)

pH 値 : 8.2

ラドン含有量 : 16.4×10^{-10} Ci/kg

温泉水中には多量の無機成分が溶け込んでおり、その大部分が+か-の電気を帯びたイオンとなり存在している。イオンとは、元素が水に溶けたとき、一部の電子が入り出て電荷が変わったものである。電子を放出して正電荷となったものをプラスイオン(陽イオン)、電子を受け取って負電荷となったものをマイナスイオン(陰イオン)と呼ぶ。例えば、ナトリウム(Na)は水中で電子(e⁻)を1個放出してナトリウムイオン(Na⁺)になり、塩素(Cl)は逆に電子を1個受け取って塩素イオン(Cl⁻)となる。この水溶液を蒸発させると、ナトリウムイオンと塩素イオンが結合して食塩(NaCl)が固形成分として残る。

このように、電荷がプラスとマイナスのイオンが結合してできる化合物を「塩(えん)」と呼び、マイナスイオンの元素の種類によって、化合物名が決まる。



地質調査概要データ (ボーリング位置図)

ボーリング柱状図

調査名 岡山市新産業ゾーン整備事業地質調査(2工区)委託

ボーリング No.

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

工事名

シート No.

ボーリング名	N. 0. B.	調査位置	岡山市西大寺川口地区		北緯
発注機関	岡山市	調査期間	平成 6年 1月29日 ~ 6年 2月 3日	東経	
調査業者名		主任技師	代表者	コア	ボーリング責任者
孔口標高	0.00m	角度	試錐機	カノ-MKR-150H	ハンマー
総掘進長	27.21m	方向	エンジン	カノ-MNFI10型	ポンプ

標尺	厚	深	柱状	土質	色	相対	相対	相対	相対	相対	相対	原位置試験		試験採取		採取	採取
												深	深	深	深		
1	0.00	0.00	0.00	シルト	黄褐色	軟弱	粘質	シルト	シルト	シルト	シルト	0.1020	0.0200				
2	0.00	0.00	0.00	シルト	黄褐色	軟弱	粘質	シルト	シルト	シルト	シルト	0.1020	0.0200				
3	0.00	0.00	0.00	シルト	黄褐色	軟弱	粘質	シルト	シルト	シルト	シルト	0.1020	0.0200				
4	0.00	0.00	0.00	シルト	黄褐色	軟弱	粘質	シルト	シルト	シルト	シルト	0.1020	0.0200				
5	0.00	0.00	0.00	シルト	黄褐色	軟弱	粘質	シルト	シルト	シルト	シルト	0.1020	0.0200				
6	0.00	0.00	0.00	シルト	黄褐色	軟弱	粘質	シルト	シルト	シルト	シルト	0.1020	0.0200				
7	0.00	0.00	0.00	シルト	黄褐色	軟弱	粘質	シルト	シルト	シルト	シルト	0.1020	0.0200				
8	0.00	0.00	0.00	シルト	黄褐色	軟弱	粘質	シルト	シルト	シルト	シルト	0.1020	0.0200				
9	0.00	0.00	0.00	シルト	黄褐色	軟弱	粘質	シルト	シルト	シルト	シルト	0.1020	0.0200				
10	0.00	0.00	0.00	シルト	黄褐色	軟弱	粘質	シルト	シルト	シルト	シルト	0.1020	0.0200				
11	0.00	0.00	0.00	シルト	黄褐色	軟弱	粘質	シルト	シルト	シルト	シルト	0.1020	0.0200				
12	0.00	0.00	0.00	シルト	黄褐色	軟弱	粘質	シルト	シルト	シルト	シルト	0.1020	0.0200				
13	0.00	0.00	0.00	シルト	黄褐色	軟弱	粘質	シルト	シルト	シルト	シルト	0.1020	0.0200				
14	0.00	0.00	0.00	シルト	黄褐色	軟弱	粘質	シルト	シルト	シルト	シルト	0.1020	0.0200				
15	0.00	0.00	0.00	シルト	黄褐色	軟弱	粘質	シルト	シルト	シルト	シルト	0.1020	0.0200				
16	0.00	0.00	0.00	シルト	黄褐色	軟弱	粘質	シルト	シルト	シルト	シルト	0.1020	0.0200				
17	0.00	0.00	0.00	シルト	黄褐色	軟弱	粘質	シルト	シルト	シルト	シルト	0.1020	0.0200				
18	0.00	0.00	0.00	シルト	黄褐色	軟弱	粘質	シルト	シルト	シルト	シルト	0.1020	0.0200				
19	0.00	0.00	0.00	シルト	黄褐色	軟弱	粘質	シルト	シルト	シルト	シルト	0.1020	0.0200				
20	0.00	0.00	0.00	シルト	黄褐色	軟弱	粘質	シルト	シルト	シルト	シルト	0.1020	0.0200				
21	0.00	0.00	0.00	シルト	黄褐色	軟弱	粘質	シルト	シルト	シルト	シルト	0.1020	0.0200				
22	0.00	0.00	0.00	シルト	黄褐色	軟弱	粘質	シルト	シルト	シルト	シルト	0.1020	0.0200				
23	0.00	0.00	0.00	シルト	黄褐色	軟弱	粘質	シルト	シルト	シルト	シルト	0.1020	0.0200				
24	0.00	0.00	0.00	シルト	黄褐色	軟弱	粘質	シルト	シルト	シルト	シルト	0.1020	0.0200				
25	0.00	0.00	0.00	シルト	黄褐色	軟弱	粘質	シルト	シルト	シルト	シルト	0.1020	0.0200				
26	0.00	0.00	0.00	シルト	黄褐色	軟弱	粘質	シルト	シルト	シルト	シルト	0.1020	0.0200				
27	0.00	0.00	0.00	シルト	黄褐色	軟弱	粘質	シルト	シルト	シルト	シルト	0.1020	0.0200				

地質調査概要データ (ボーリング柱状図)

別添 1
(特定事業仮契約書 第 50 条関係)

スポンサーによる事業者支援契約書のフォーム

岡山市東部余熱利用健康増進施設整備・運営 P F I 事業
に係るスポンサーによる事業者支援契約書

平成 1 5 年 ● 月

岡 山 市
【スポンサー】

目 次

- 第1条 定義
- 第2条 スポンサーによる事実の表明および保証
- 第3条 スポンサーによる誓約
- 第4条 事業者とスポンサーの連帯
- 第5条 スポンサーの地位譲渡
- 第6条 秘密保持
- 第7条 準拠法および合意管轄
- 第8条 通知

(以下契約書本文)

本スポンサーによる事業者支援契約（以下「本契約」という。）は、【事業者名】からスポンサー（以下に定義されたとおり。）に対する委託に基づき、岡山市（以下「市」という。）とスポンサーとの間で、平成●年●月●日付け/特定事業仮契約（以下に定義されたとおり。）と同日付けで締結された。

前文

1. 市は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）に基づき、東部クリーンセンターから発生する余熱を有効利用した健康増進施設の整備・運営事業を特定事業として選定し実施するため、本事業（以下に定義されたとおり。）を実施することを唯一の事業目的とする特別目的会社として、【スポンサー名】により設立された【事業者】との間で、平成●年●月●日付けで特定事業仮契約（以下「特定事業仮契約」という。）を締結した。
2. 市とスポンサーとは、事業者による本事業の実施に関連して次のとおり合意した。

（定義）

- 第 1 条 特定事業仮契約において定義された用語は、本契約において用いるときは、文脈上他の解釈が当然なされる場合を除いて、特定事業仮契約において定義されたのと同じの意味を有する。本契約において用いる場合、「特定事業仮契約」とは、特定事業仮契約について特定事業仮契約第 51 条（契約期間）に定める PFI 法第 9 条（地方公共団体の議会の議決）に基づく岡山市市議会の議決を経た後は、当該議決を経た「特定事業本契約」と読み替える。
- 2 本契約においては、次に掲げる用語は、文脈上他の解釈が当然なされる場合を除いて、当該各号に定める意味を有する。
 - (1) 「事業者」とは、市により事業予定者として選定された民間事業者グループによって、本事業の実施を唯一の事業目的として新たに設立された会社である【事業者名】をいう。
 - (2) 「スポンサー」とは、事業者の株主である【落札者グループ構成企業名】およびそれぞれの承継人をいう。
 - (3) 「本事業」とは、特定事業仮契約に従い実施される岡山市東部余熱利用健康増進施設整備・運営 PFI 事業をいう。
 - 3 目次および条文の見出しは便宜上のものであり、契約条件の一部を構成するものではなく、また契約条件の解釈において考慮されない。募集要項、質問回答書および提案書の内容は、本契約の規定の意味の明確化のために斟酌することができるが、本契約の内容と異なることを主張立証するために用いることはできない。
 - 4 法令への言及は、当該法令施行後の改正を含む。

（スポンサーによる事実の表明および保証）

- 第 2 条 スポンサーは、市に対し、本契約締結日現在における次に掲げる事実を表明し、また保証する。
- (1) 事業者の設立手続は、法律により要求される必要手続が全て適正に履行されており、また本契約締結日現在、事業者に関して解散事由は存在せず、解散決議も行われていない。事業者の設立の無効、事業者の株主総会決議の無効もしくは取消、または事業者の取締役会決議の無効を主張する訴訟が提起されたことはなく、またスポンサーの知る限りにおいてかかる訴訟が提起されるおそれもない。かかる訴訟の根拠となりうる事実も事業者には存在しない。
 - (2) スポンサーは、特定事業仮契約第 68 条（事業者による事実の表明および保証）各号に掲げる事実につき事業者と連帯してその事実を表明し、また保証する。

(スポンサーによる誓約)

第3条 スポンサーは、特定事業仮契約に基づく事業者の債権債務が消滅する日まで、次に掲げる事項を順守する。

- (1) スポンサーは、各々が所有する事業者の株式を、市の事前の承諾（市は合理的理由なくしてその承諾を拒まない。）を得ずして、スポンサー以外の第三者に譲渡し、または担保の目的としない。
- (2) スポンサーは、市の事前の承諾を得ずして、事業者の株主でなくなることはない。
- (3) スポンサーは、事業者につき、破産手続、民事再生手続、会社整理手続、会社更生手続、特別清算手続または今後制定される倒産関連法に基づく手続の開始申立を行わない。
- (4) スポンサーは、事業者に、自ら破産手続、民事再生手続、会社整理手続、会社更生手続、特別清算手続または今後制定される倒産関連法に基づく手続の開始申立を行なわず、また、事業の自主的な放棄をなさせしめない。

(事業者とスポンサーの連帯)

第4条 スポンサーは、特定事業仮契約に基づき事業者が市に対し負担する次に掲げる義務につき、事業者と連帯してこれを履行する責めを負う。

- (1) 事業終了時の自由提案施設の撤去・原状復旧義務（特定事業仮契約第2条（本事業の概要）第6項、特定事業仮契約第58条（事業期間終了後の本施設の扱い）第1項）
- (2) 本施設の運営開始時期の遅延に伴う予定損害賠償の支払い（特定事業仮契約第24条（本施設運営開始遅延時の対応）第3項）
- (3) 公金取扱規定違反に係る損害賠償および遅延損害金の支払い（特定事業仮契約第46条（公金の取扱い）第2項、第3項）
- (4) 事業終了時の必須施設の市への所有権移転義務（特定事業仮契約第56条（解除後の権利関係）、特定事業仮契約第57条（無償譲渡）、特定事業仮契約第58条（事業期間終了後の本施設の扱い）

(スポンサーの地位譲渡)

第5条 スポンサーは、その保有に係る事業者の株式を譲渡する場合には、事前に市の書面による承諾（市は合理的理由なくしてその承諾を拒まない。）を得た上で、前条（事業者とスポンサーの連帯）に定めるスポンサーの義務を承継した者に対してのみ、事業者の株式を譲渡することができる。

- 2 事業者は、前項の規定に反するスポンサーからの株式譲渡承認請求があった場合には、かかる請求を承認せず、前条（事業者とスポンサーの連帯）に定めるスポンサーの義務を承継する者を株式譲渡の相手方として指定する。

(秘密保持)

第6条 市およびスポンサーは、本事業に関連して相手方から受領した秘密情報を秘密として保持し、責任をもって管理し、第三者（事業者を除く。以下本条において同じ。）に開示してはならない。

- 2 市およびスポンサーは、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼などを行う場合、相手方に守秘義務を負わせた上で、当該業務に必要な限りで第三者に秘密情報を開示できる。
- 3 前項により秘密情報を開示した当事者は、開示先に秘密情報を目的外で使用させないことを要する。
- 4 前3項の定めにかかわらず、法令に従う場合または権限ある官庁・公署の要請・命令に従う場合は、相手方の承諾を要することなく開示できる。
- 5 前項に該当する情報であっても、次に掲げるものは秘密情報から除外する。
 - (1) 開示のときに既に公知である情報
 - (2) 市またはスポンサーから開示される以前に市またはスポンサーが正当に保持していたこ

とを証明できる情報

(3) 市およびスポンサーが、本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを文書により承諾した情報

(4) 開示の後、市またはスポンサーのいずれの責めにも帰せずに公知となった情報

6 市およびスポンサーは、本契約の遂行以外の目的で秘密情報を使用してはならない。

(準拠法および合意管轄)

第7条 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に起因する紛争に関しては、岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(通知)

第8条 本契約の当事者に対する通知、報告その他の連絡は、全て書面により、手交または次の各号の相手方の住所（本契約締結後に、当事者がその通知先を変更し、これを本条に従い相手方当事者に通知した場合は、かかる変更後の通知先とする。）宛てに郵便、ファクシミリもしくは電子メール（ファクシミリもしくは電子メールによる場合には、原本を直ちに追って郵送することを要する。）にてこれを行なう。

(1) 市宛て：

岡山市

宛先：岡山市環境局環境施設部環境施設課

住所：岡山県岡山市大供一丁目1番1号

電話：086-803-1000

ファクシミリ：086-803-1737

電子メール：kankyoushisetsuka@city.okayama.okayama.jp

(2) スポンサー宛て：【落札者グループ構成企業名】

宛先：●

住所：● 電話：●

ファクシミリ：●

電子メール：●

(3) スポンサー宛て：【落札者グループ構成企業名】

宛先：●

住所：●

電話：●

ファクシミリ：●

電子メール：●

2 前項の通知は、次の各号の区分に応じて、当該各号に定める時にそれぞれその効力が発生する。

(1) 手交された場合 相手方に手交された時

(2) ファクシミリまたは電子メールにて行なわれた場合 ファクシミリまたは電子メールによる送付に係る通知の原本を相手方が前項所定の相手方住所において受領したことを条件として、当該通知をファクシミリまたは電子メールで相手方が受領した時

(3) 郵便にてなされた場合 相手方が前項所定の相手方住所において受領した時

(以下記名押印頁)

以上の事項を証するため、頭書記載の契約締結日付にて本書●通を作成し、市およびスポンサーがそれぞれ記名押印し事業者が承認同意のため末尾に記名押印の上、市およびスポンサーが各自その原本1通を保有し、事業者がその写し1通を保有する。

市： 岡山県岡山市大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 ●

スポンサー： 【落札者グループ構成企業 住所】
【落札者グループ構成企業名】
代表取締役 ●

スポンサー： 【落札者グループ構成企業 住所】
【落札者グループ構成企業名】
代表取締役 ●

頭書記載の契約締結日付にて本契約の各条項を承認しこれに同意致します。

事業者： 【事業者 本店所在地】
【事業者名】
代表取締役 ●

別添 2

(特定事業仮契約書 第68条第(3)号関係)

定款

[事業者の本契約締結時における現行定款の謄本証明付写しを添付。]

別添 3

(特定事業仮契約書 第68条第(4)号関係)

現在事項全部証明書

[事業者の会社登記簿謄本の現在事項全部証明書を添付。]

